私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令について（概要）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

１．改正の内容

（１）電子申請に伴う規定の整備を行う。

○　令和８年１月から一部の手続について電子申請を開始することに伴い、添付書類についても電子データで提出されることが予定される。添付書類の真正性を担保するため、電子データで提出された場合には、日本私立学校振興・共済事業団が、偽造の可能性を危惧した場合等必要に応じて、申請者に対して添付すべきこととされている書類の原本の提出を求めることができるよう規定を追加する。

（２）長期給付に係る請求書の学校法人等の証明を不要とする。

○　年金受給権者等の負担軽減のため、長期給付の支給に関する請求書に係る学校法人等の証明を不要とする。

（３）提出書類の省略に関する規定の整理を行う。

○　現在、日本私立学校振興・共済事業団への提出書類について、Ｊ－ＬＩＳを利用して機構保存本人確認情報の提供を受けることにより又はマイナンバーを利用して利用特定個人情報の提供を受けることにより、一部省略することができる。

○　当該省略を行う根拠規定について、私立学校教職員共済法施行規則（昭和 28 年文部省令第 28 号）の規定を根拠に行っているものと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定を根拠に行っているものが混在している。また、私立学校教職員共済法施行規則に設けている省略規定についても、手続毎に各条において設けているものと、複数の手続を包括的に規定しているものが混在している。これらの省略規定について、統一的な整理を行う。なお、当該整理に伴って、実務における省略が可能な手続について変更は生じない。

（１）～（３）の改正等に伴う、項番号の繰上げ、繰下げ等の対応等、その他の所要な措置を行う。

２．施行期日等

○公布日：令和７年 12 月 26 日

○施行日：公布日

ただし、（２）については令和８年４月１日から施行する。